

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の下、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。

これまでは、住民に身近な行政主体である市町村により運営されていたが、低所得者や高齢者などを多く抱えているという構造上の問題から、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、財政運営が大変厳しい状況にある小規模保険者が多数存在している現状において、平成30年度からは、新たに都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村国民健康保険財政の安定が図られた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主な歳入歳出項目に係る見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

（予算編成の基本部分）

兵庫県が県全体の保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業費納付金として各市町に対して納付を求める。各市町においては、示された納付金額に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収する。

また、各市町の保険給付費の財源は、財政の責任主体である県が確保するため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付に係るものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、令和6年度の当初予算では一般被保険者を3,547人（令和5年度当初3,800人）と見込んでいる。

2. 予算総額 21億5,996万2千円（対前年8,733万2千円増、4.2%増）

3. 制度改正に関すること

令和6年度税制改正において、国保税の基礎賦課額に係る賦課限度額については、現行の65万円に据置き、後期高齢者支援金等賦課額分については、現行の22万円から24万円に2万円引き上げ、介護納付金賦課額分は現行の17万円に据置かれ、合計限度額は106万円となる改正が予定されている。

また、軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないように、経済動向等を踏まえて、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げを予定している。

新たに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税が免除され、出産予定日（出産日）の前月から4か月分（多胎出産の場合は3か月前から6か月分）が免除の対象となる。免除額は公費（国1/2、県1/4、町1/4）で負担する。

4. 歳入に関すること

(1) 基金繰入金

基金繰入金については、将来的な国保財政の運営を見据え、基金保有額（残高）等を勘案しつつ1,758万9千円（税軽減分1,500万円、予備費分258万9千円）を計上する。この結果、令和6年度末の基金残高見込額は5,634万8千円となる。

(2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県が示す国民健康保険事業費納付金の額に基づき算出し、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

令和6年度においては、対前年468万7千円増の3億3,684万2千円を計上し、一般被保険者1人当たり国保税は、12万156円（前年度当初11万2,094円）で対前年比7.2%増を見込んでいる。

(3) 県支出金（保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金）

普通交付金については、県が示す額に基づき、歳出の保険給付費のうち任意給付等に係るもの（交付金対象外分）を除いた額を計上する。

特別交付金については、予防・健康づくりや医療費適正化等の努力を行う保険者に対し交付される保険者努力支援分のほか、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県が示す額を計上するとともに、特定健康診査等負担金分については対象事業費見込額より算出した額を計上する。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、産前産後保険料繰入金が追加となり、あわせて未就学児均等割保険料繰入金や職員給与費等繰入金などの増により、対前年469万8千円増（3.2%増）の1億5,082万2千円を計上する。

5. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金等を除き、県が示す額を計上

する。

令和6年度保険給付費については、県全体での令和5年推計値に、令和元年から令和4年の3か年平均伸び率を乗じた額で推計された保険給付費が見込まれている。

(2) 国民健康保険事業費納付金

県が算定し示す額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

なお、納付金算定において、各市町の医療費水準を反映させない算定方式の統一に加え、医療費・所得・収納率に関する個別公費等（財政安定化支援事業、出産育児一時金繰入金、保険者支援制度、過年度収入）を県全体で相互扶助する方式が導入されている。

さらに、令和6年度においては、個別公費（保険者努力支援制度、特定健診負担金、県2号繰入金、国特別調整交付金、地方単独事業による波及増繰入金）及び個別経費（保険事業、直診勘定繰出金、特定健診に要する費用、条例減免、任意給付）において、それぞれ40%相互扶助した算定となっている。

また、個別公費、個別経費の相互扶助による負担増の影響を軽減するため、県基金を活用した個別の支援策が講じられた。

(3) 保健事業費

保健事業については、令和5年度に策定した「第4期香美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第3期データヘルス計画」に基づき実施する。

特定健康診査受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、保健事業を推進するための費用を計上する。

なお、保健事業の取組や成果により、特別交付金（保険者努力支援分、特定健康診査等負担金）が県から交付される。

(4) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化対象事務となる国民健康保険システムを標準化仕様に準拠したシステムに移行する。標準準拠システム導入にあたり、令和6年度から令和7年度にかけて作業を行うことから、「債務負担行為」により予算編成をする。標準化対応に要する費用2,330万9千円のうち、令和6年度予算で783万2千円を計上し、残りの1,547万7千円を令和7年度の債務負担とする。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

1. 佐津診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営に係る経費を計上する。

令和6年度は前年度と同様に週3日（月・火・水（午前））の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金で計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 4,530万円（対前年 360万円増、8.6%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△187万7千円減の1,764万円3千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、346万8千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分710万円、単年度の赤字解消分1,164万4千円、公債費（過疎債）分32万4千円を計上する。
- ・備品購入費のうち医療用機械器具購入（多機能心電計）に係るものについては県補助金を70万円、過疎対策事業債を70万円計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日（月・火・水（午前））の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成とする。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・老朽化により更新が必要となった多機能心電計について、購入費140万円を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

2. 兎塚・川会診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所及び川会診療所の運営に係る経費を計上する。

令和6年度は、前年度と同様に週3日（兎塚2日、川会1日（いずれも半日））の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 2,860万円（対前年 50万円増、1.8%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△140万6千円減の870万3千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、152万8千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分 1,420万円、単年度の赤字解消分 277万2千円、公債費（過疎債）分 46万9千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日（兎塚2日、川会1日（いずれも半日））の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員1としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

3. 小代診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営に係る経費を計上する。

令和6年度は、前年度と同様に週5日（うち週2日は半日）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 1億4,830万円（対前年 △600万円減、△3.9%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、被保険者の減少による報酬の減収を見込み、対前年△246万円減の9,433万1千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、1,134万9千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分710万円、単年度の赤字解消分2,719万9千円、公債費（過疎債）分263万5千円を計上する。
- ・備品購入費のうち医療用機械器具購入（X線画像読取装置）に係るものについては県補助金を115万円、過疎対策事業債を110万円計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日（うち週2日は半日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・更新が必要となったX線画像読取装置について、購入費230万円を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所及び川会歯科診療所の運営に係る経費を計上する。

令和6年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週3日、川会歯科が週2日の計週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は財政調整基金からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 8,460万円（対前年 440万円増、5.5%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△337万9千円減の6,781万7千円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、歳入不足分として1,298万6千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日（兎塚3日、川会2日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、歯科医師1、事務員1、歯科衛生士4、歯科技工士1、歯科助手2としている。

後期高齢者医療保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

2年ごとの保険料率の改定に伴い、保険料は増額となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

2. 予算総額 3億6,134万8千円（対前年1,673万7千円増、4.9%増）

3. 制度改正に関すること

(1) 出産育児一時金の費用の一部（7%）を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入する。

(2) 後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じになるよう、後期高齢者の保険料負担率の決定方法が見直された。

(3) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、令和6・7年度は、所得割率11.24%（0.96ポイント増）、均等割額5万2,791円（2,644円増）、賦課限度額80万円（14万円増）となっている。

※（ ）内は、令和4・5年度との比較

(4) 制度改正に伴う激変緩和措置として、年金収入211万円（基礎控除後の総所得金額等が58万円）以下の被保険者については、令和6年度は制度改正がなかった場合の所得割率（10.32%）を用いる。

また、賦課限度額の引き上げは段階的に実施する（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。ただし、令和6年度に75歳に到達した人が、新たに資格を取得するときは、激変緩和措置の対象外となる。

4. 歳入に関すること

(1) 後期高齢者医療保険料は、保険料負担金と同額の2億6,872万円を計上しており、対前年787万9千円の増（3.0%増）となっている。

(2) 一般会計繰入金は、対前年885万8千円増の9,150万3千円（事務費繰入金930万3千円、保険基盤安定繰入金8,220万円）を計上している。なお、保険基盤安定繰入金の3/4は県負担金の交付を受ける。

5. 歳出に関すること

(1) 広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、令和6年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は令和4年度実績、保険基盤安定負担金は令和5年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金2億6,872万円、保険基盤安定負担金8,220万円で、対前年1,620

万5千円増の3億5,092万2千円（延滞金1千円、繰越金負担金1千円含む）を計上する。

- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化対象事務となる後期高齢者医療システムを標準化仕様に準拠したシステムに移行する。標準準拠システム導入にあたり、令和6年度から令和7年度にかけて作業を行うことから、「債務負担行為」により予算編成をする。標準化対応に要する費用2,079万円を、令和7年度の債務負担とする。

介護保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、高齢者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

2. 予算総額 25億7,724万9千円（対前年 △4,676万7千円減、△1.8%減）

3. 歳入に関すること

介護保険料については、第9期介護保険事業計画値を基に設定する。

また、低所得者の保険料軽減のため、国1/2・県1/4・町1/4の公費負担により、1,775万7千円を一般会計から繰り入れることとしている。

また、保険給付費等の財源として2,617万8千円を基金から取り崩すこととしている。

4. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

令和5年度の利用者の実績見込み及び第9期介護保険事業計画値を基に設定する。

認定者数は前年に比べ△71人減少（△5.2%減）しており、介護サービス等諸費全体で対前年比△5,686万6千円減（△2.7%減）、介護予防サービス等諸費全体で対前年比△741万7千円減（△10.1%減）、特定入所者介護サービス等費全体で対前年比△650万円減（△8.0%減）としている。

(2) 地域支援事業費

① 介護予防・生活支援サービス事業費（8,497万5千円）

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する。

② 一般介護予防事業費（1,065万2千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サポーターの養成及び元気体操サークルの全町展開、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（5,178万8千円）

地域包括支援センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上する。要介護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び重度化防止を図る。

④ 認知症総合支援事業費（1,655万2千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

(3) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化対象事務となる介護保険システムを標準化仕様に準拠したシステムに移行する。標準準拠システム導入にあたり、令和6年度から令和7年度にかけて作業を行うことから、「債務負担行為」により予算編成をする。標準化対応に要する費用3,311万円を、令和7年度の債務負担とする。

財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨

長井財産区の適正な管理運営を行う。

2. 予算総額 251万1千円（対前年 △7万8千円減、△3.0%減）

3. 歳入に関すること

財産区有土地貸付収入として33万9千円（前年と同額）を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金137万円（対前年88万円増、179.6%増）などを計上している。

町立地方卸売市場事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

2. 予算総額 71万6千円（対前年△3千円減、△0.4%減）

3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金71万5千円、繰越金1千円を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費71万6千円を計上している。

5. その他

当該施設のせり場は、昭和56年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成21年9月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成29年7月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

公立香住病院事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、公立香住病院経営強化プランに基づき、患者数及び利用者数の増加、さらには収入増加などの対策により経営の効率化を図り、働き方改革への対応など、直面している最重要課題に的確に対処し、将来にわたり持続可能な病院経営を目指す。

2. 収益的収入及び支出

収入 16 億 836 万 9 千円 (対前年 1 億 846 万 6 千円増、7.2%増)

支出 16 億 163 万 8 千円 (対前年 1 億 1,783 万 1 千円増、7.9%増)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

① 医業等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区 分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 14,400 人	入院)	入院) 82%
	うち一般病床 10,440 人	一般病床 30,000 円	
	うちケア病床 3,960 人	ケア病床 33,500 円	
	外来) 53,330 人	外来)	
	うち一般 47,400 人	一般外来 8,990 円	
	うち透析 5,930 人	人工透析 27,600 円	
介護老人保健施設収益	入所) 16,300 人	入所) 9,990 円	入所) 93%
訪問看護ステーション収益	3,300 人	7,400 円	
居宅介護支援事業収益	460 人	9,996 円	

② 一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 2 億 7,371 万 1 千円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 診療体制は、常勤医師 7 人 (総合診療科 2 人、胃腸科 2 人、小児科 1 人、耳鼻咽喉科 1 人、泌尿器科 1 人) 及び非常勤医師 3 人 (総合診療科 2 人、整形外科 1 人) 計 10 人の医師で診療を予定している。また、総合診療科に 1 人 (週 1 回)、小児科に 3 人 (週 1 回)、耳鼻咽喉科に 1 人 (月 2～3 回)、婦人科に 1 人 (月 1 回)、精神科に 1 人 (月 2 回) の支援医師により外来診療機能

の維持確保を図る予定としている。

② 地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 1億2,915万1千円（対前年 △4億 594万円減、△75.9%減）

支出 1億9,192万7千円（対前年 △4億1,187万円減、△68.2%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

① 企業債は、建設事業費に4,390万円、医療機械購入費に2,680万円の計7,070万円を見込んでいる。

② 一般会計出資金は、企業債元金償還金に5,125万1千円、建設改良費に720万円の計5,845万1千円を見込んでいる。

(2) 支出に関すること

① 令和6年度の建設改良費は、東館外構工事のほか、総合診療科改修工事など建設事業費に4,392万6千円、臨床化学自動分析装置や耳鼻咽喉科ビデオスコープなど医療機械購入費に2,740万3千円、介護保険システムなど器具備品購入費に1,265万2千円、車両運搬具購入費に122万8千円の計8,520万9千円を見込んでいる。

② 企業債元金償還金として9,751万8千円を見込んでいる。

③ 医師修学資金貸与1件180万円、医療技術者修学資金貸与5件360万円、医師修学資金一時金貸付1件380万円を見込んでいる。

水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策、停電対策、耐震化対策及び老朽施設の更新整備を実施する。
- (3) 地域防災拠点の建設等に伴い、山手地区配水管布設工事を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 5億4,767万1千円（対前年 561万5千円増、1.0%増）
支出 6億4,647万9千円（対前年 △1,620万8千円減、△2.4%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、3億3,864万4千円（対前年△847万3千円減、△2.4%減）の収入を見込んでいる。
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として8,035万7千円（対前年2,476万4千円増、44.5%増）を計上している。このうち6,800万円については、当該年度の資金収支の不足する資金を充足するために計上するものである。
- ③ 長期前受金戻入として9,356万4千円（対前年△453万円減、△4.6%減）の減価償却相当収益化分を計上している。
- ④ 企業債として900万円の公営企業施設等整理債を計上している。これは、水道施設等整理事業として、矢田橋添架管撤去工事（営業費用中の資産減耗費）の財源にあてるために計上するもので、令和5年度に予定していた工事が令和6年度に延期になったため、再計上するものである。

(2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費2億4,690万8千円（対前年△1,334万4千円減、△5.1%減）、企業債利子等償還に係る経費3,246万4千円（対前年△94万円減、△2.8%減）を計上している。
- ② 減価償却費として3億1,251万3千円（対前年△921万6千円減、△2.9%減）を計上している。
- ③ 資産減耗費として4,749万7千円（対前年136万4千円増、3.0%増）を計上している。このうち4,232万7千円については、矢田橋添架管撤去工事に係る除却及び撤去費（現金支出を伴う）として計上するもので、工事延期に伴い再計上するものである。

4. 資本的収入及び支出

収入 3億3,178万4千円（対前年 863万2千円増、2.7%増）

支出 4億9,127万4千円（対前年 1,619万3千円増、3.4%増）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良に係るものとして1億6,460万円（水道事業債9,780万円、辺地対策事業債400万円、過疎対策事業債6,280万円）を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として7,318万3千円を計上している。このうち1,500万円については、村岡低区水系味取浄水場水源地質調査業務に係る財源として計上するものである。
- ③ 国庫補助金は、御崎水系導水管の老朽施設更新に係る生活基盤近代化事業補助金800万円を計上している。
- ④ 県補助金は、森水系柴山地内の配水管耐震化に係る水道管路耐震化等推進事業補助金700万円を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 原水及び浄水設備費（1億1,510万円）
 - ア) 停電対策として、村岡中区水系において非常用受電設備及び非常用発電機の整備（村岡浄水場・寺河内ポンプ場）に必要となる工事請負費を計上している。
 - イ) 水源渇水対策として、味取浄水場に係る新井戸による水源確保等の検証を行うため、水源地質調査業務に必要となる委託費を計上している。
 - ウ) 老朽施設対策として、導水管、取水ポンプ、薬剤注入設備、計測設備及び電気設備更新等に必要となる工事請負費、委託費を計上している。
- ② 配水設備費（1億6,260万円）
 - ア) 管路の耐震化対策として、森水系柴山地内の配水管耐震化に必要となる工事請負費を計上している。
 - イ) 停電対策として、森水系において非常用受電設備の整備（境送水ポンプ場・境加圧ポンプ場）に必要となる工事請負費を計上している。
 - ウ) 猪之谷地区砂防施設整備及び河川改良（丹生地川）の支障となる配水管等の移設に必要となる工事請負費、委託費を計上している。
 - エ) 老朽施設対策として、配水管、送水ポンプ及び計測設備等に必要となる工事請負費を計上している。
- ③ 営業設備費（61万8千円）

量水器及び工具、器具購入に要する経費を計上している。
- ④ 企業債償還金（2億1,295万6千円）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

下水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 地域防災拠点の建設等に伴い、山手地区污水管渠布設工事を実施する。
- (3) 効率的な施設管理を推進するため、香住浄化センター監視装置更新に伴う実施設計業務と、下水道処理区の統廃合を検討するため、香美町下水道統廃合等検討業務を実施する。また、令和5年度に実施設計業務を行った、長井北浄化センターと長井南浄化センターの解体撤去工事及び施工監理業務を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 17億3,332万円（対前年 8,103万7千円増、4.9%増）

支出 16億5,032万9千円（対前年 3億8,595万6千円増、30.5%増）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は3億4,800万7千円（対前年590万円増、0.2%増）の収入を見込んでいる。
- ② 他会計負担金は、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金957万5千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として6億6,148万6千円（対前年△2億5,973万1千円減、△28.2%減）を計上している。
- ④ 国庫補助金として1億6,250万円（対前年1億5,250万円増、1,525.0%増）の社会資本整備総合交付金を計上している。これは長井北浄化センター・長井南浄化センター解体撤去工事及び施工監理業務に係る国庫補助金として計上するものである。
- ⑤ 長期前受金戻入として3億7,991万6千円（対前年3,513万2千円増、10.2%増）の減価償却相当収益化分を計上している。
- ⑥ 企業債として1億7,050万円（対前年1億5,250万円増、847.2%増）の公営企業施設等整理債を計上している。これは矢田橋下水道管撤去工事及び長井北浄化センター・長井南浄化センター解体撤去工事及び施工監理業務（営業費用中の資産減耗費）の財源にあてるために計上するものである。なお、矢田橋下水道管撤去工事については、令和5年度に予定していた工事が令和6年度に延期になったため、再計上するものである。

(2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費 3 億 5,035 万 2 千円 (対前年△1,766 万 3 千円減、△4.8%減) を計上している。
- ② 減価償却費として 6 億 5,489 万 6 千円 (対前年△2,482 万 2 千円減、△3.7%減) を計上している。
- ③ 資産減耗費として 4 億 9,391 万 4 千円 (対前年 4 億 4,815 万 5 千円増、979.4%増) を計上している。このうち 2,394 万 9 千円については、矢田橋下水道管撤去工事に係る除却及び撤去費 (現金支出を伴う) として計上するもので、工事延期に伴い再計上するものである。また、4 億 6,848 万 4 千円については、長井北浄化センター・長井南浄化センター解体撤去工事及び施工監理業務に係る除却及び撤去費 (現金支出を伴う) として計上するものである。
- ④ 企業債利子償還に係る経費 1 億 3,045 万 5 千円 (対前年△1,971 万 4 千円減、△13.1%減) を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 6 億 9,710 万 3 千円 (対前年 2 億 1,891 万円増、45.8%増)

支出 12 億 1,608 万 7 千円 (対前年 △280 万 8 千円減、△0.2%減)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良費に係るものとして 6,910 万円 (下水道事業債 2,850 万円、辺地対策事業債 40 万円、過疎対策事業債 4,020 万円)、元金償還に係るものとして 4 億 5,810 万円 (資本費平準化債 4 億 3,620 万円、特別措置分 2,190 万円) を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 1 億 5,670 万 2 千円を計上している。このうち、1,000 万円については、香美町下水道統廃合等検討業務に係る財源として計上するものである。
- ③ 国庫補助金は、山手地区污水管渠布設工事及び香住浄化センター監視装置更新実施設計業務に係る社会資本整備総合交付金 1,120 万円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 管渠整備費 (3,510 万円)

ア) マンホールポンプ場水中ポンプ等機械設備更新事業

【公共下水道事業】 3 か所 (香住処理区)

【特定環境保全公共下水道事業】 7 か所 (佐津処理区 2、柴山処理区 3、長井処理区 1、小代北処理区 1)

【農業集落排水事業】 3 か所 (山田処理区 1、小代南処理区 2)

【小規模集合排水処理事業】 1 か所 (境処理区)

【コミュニティプラント事業】 4か所（安木処理区1、余部処理区3）
イ）下水道管布設工事

【公共下水道事業】 1か所（香住処理区）

② 処理場整備費（5,520万円）

ア）各浄化センターにおける機械設備で、経年劣化による運転能力低下等で適正な維持管理に支障をきたしているものについて、当年度、更新工事を実施する。

【公共下水道事業】

香住浄化センター

【特定環境保全公共下水道事業】

佐津浄化センター、村岡浄化センター、兎塚浄化センター

【農業集落排水事業】

奥佐津浄化センター、小代南浄化センター、神場浄化センター

【漁業集落排水事業】

鎧浄化センター

【小規模集合排水処理事業】

作山浄化センター

【コミュニティプラント事業】

相谷浄化センター、余部浄化センター、御崎浄化センター

イ）施設の計画的な維持管理を行うにあたり、香美町下水道統廃合等検討業務及び香住浄化センター監視装置更新実施設計業務を実施する。

③ 企業債償還金（11億2,578万7千円）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

国民宿舎事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民宿舎「ファミリーイン今子浦」は、健全な宿泊休養施設を提供することにより、本町の観光振興及び町民の福祉向上を図ることを目的としている。

令和6年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要となる施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置くこととしている。

2. 収益的収入及び支出

収入 644万円（前年と同額）

支出 2,195万1千円（対前年 △18万8千円減、△0.8%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 施設使用料は、地方自治法に基づく利用料金制の導入により、指定管理者自らの収入としていることから、本会計には計上していない。
- ② 長期前受金戻入として131万2千円（前年と同額）の減価償却相当収益化分を計上している。
- ③ 雑収益としては、指定管理者事務費等受入金12万円（前年と同額）、指定管理者納付金480万円（前年と同額）等を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 施設経営費として、78万1千円（対前年7万4千円増、10.5%増）を計上している。
- ② 減価償却費として2,106万8千円（対前年21万1千円増、1.0%増）を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 1千円（前年と同額）

支出 333万円（対前年 △17万円減、△4.9%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

固定資産売却代金1千円を計上している。

(2) 支出に関すること

施設改修（空調設備改修）に係る町負担分333万円を指定管理料として計上している。

※債務負担行為（期間：令和3年度から令和6年度、限度額：3,064万円）に基づくもの。